

課外活動 学外活動に 関する諸手続

課外活動を行う場合、学生支援課の指示に従って、
下記の手続きをしてください。
本学公認クラブ・同好会による①～④の手続きに
は、顧問の印鑑が必要です。

① 学内の施設を 使用する場合

本学公認のクラブ・同好会、委員会（学友会活動）や授業以外の活動をする場合、学内の施設を使用することができます。

施設の利用を希望する場合は、事前に学生支援課に申し出て「施設使用許可願（学生用）」を提出してください。

教室の他、記念ホール、グラウンド、テニスコートなどの施設の使用についても、同じ手続が必要です。

※授業やクラブ活動・学校行事などの関係上、使用できない場合もありますので、早めに学生支援課に使用状況を確認してください

② 他大学の学生 及び外部の方 （団体）と合 同で活動する 場合

他大学や外部の方または団体も参加する委員会活動、本学公認クラブ・同好会の部員を含む勉強会・研修、試合、大会等を本学で開催する場合には、事前に学生支援課に申し出て、「施設使用許可願（学生用）」「学友会活動における来訪者届」を提出してください。

③ 学外で活動をする場合

本学公認クラブ・同好会、委員会が学外で活動する場合（研修、合宿、試合・大会への出場など）には、事前に学生支援課に申し出て、「学外活動届」を提出してください。

④ 学外活動で 授業を欠席 する場合

本学公認クラブ・同好会、委員会が学外活動で授業を欠席する場合は、事前に学生支援課に申し出て「課外活動による欠席届（授業・試験）」を提出してください。

ただし、原則は授業優先となります。公欠扱いにはなりませんので注意してください。

⑤
学長が認める
公式戦・行事
で授業を欠席
する場合

全国大会、国民体育大会、国際大会等に選手として参加する、大学に有益であると認められる行事等に参加するために授業を欠席する場合には、事前に学生支援課に申し出て、「**公欠願**」を提出してください。

学長が認めた場合に限り、公欠として扱います。

⑥ 裁判員（候補者）に指名され授業を欠席する場合

裁判員（候補者）に指名され、裁判員専任手続きや審理・公判のために授業を欠席する場合には、事前に学生支援課に申し出て、「**公欠願**」を提出してください。

⑦ 学内に ポスターを 掲示する場合

本学公認クラブ・同好会、委員会で掲示したいものがある場合は、事前に学生支援課に申し出て、「**掲示許可願**」を提出してください。

掲示物に「**掲示許可印**」を押印された掲示物のみ掲示することができます。

掲示方法及び掲示場所は、許可を受ける際に確認してください。

他大学や外部団体のポスターについては、本学学友会との共催のポスターのみ掲示を許可します。

他大学や外部団体のPR用ポスターの掲示は、本学の学生が所属する団体であっても許可しません。

⑧ 学内で 印刷物を 配布する場合

本学公認クラブ・同好会、委員会で配布したいもの（部員勧誘チラシなど）がある場合は、事前に学生支援課に申し出て、「印刷物配布許可願」を提出してください。